

# 燕市立燕北小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

この燕市立燕北小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定及び新潟県いじめ防止基本方針、燕市いじめ防止基本方針に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

## 1 いじめの防止等のための基本的な方向

### (1) いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかななければならない。

また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校、関係機関が連携して取り組んでいくことが大切である。

### (2) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
(いじめ防止対策推進法第2条)

この定義を踏まえたうえで、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かについては、表面的・形式的ではなく、苦痛を受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じている可能性が高いもの」との要件を限定することがないようにする。

### (3) いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。  
(新潟県いじめ等の対策に関する条例)

### (4) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめ防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ組織的に行う。
- ② いじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 職員間の情報交換や各種アンケートを活用して、学校の実態を把握し、取組の見直しを定期的に行う。
- ④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

## (5) いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

### ① 設置の目的

法の第22条を受け、本校に、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ不登校対策委員会」という、いじめ防止等の対策のための組織（以下「組織」という。）を設置する。

### ② 構成員

校長・教頭・教務主任・生活指導主任（生徒指導部員）・当該学級担任・養護教諭

### ③ 役割内容

- ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境を構築する。
- イ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の核としての役割
- ウ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- エ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- オ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

## (6) 地域・保護者との連携

◎保護者への意識啓発（法における保護者の責務等 第9条）

### ①保護者への意識啓発

- ア P T A総会において、いじめの防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。
- イ 人権意識・思いやり等の醸成を目的として道徳の授業を公開し、子どもの育ちを考える。
- ウ 参画型でいじめ見逃しゼロスクール集会を実施する。

### ②地域への意識啓発

- ア 情報発信及び基本方針の周知（HPの活用・学校要覧等への記載）
- イ 地域の活動によるいじめの未然防止（朝の交通安全指導、地域の安全パトロール等）

## (7) 関係機関等との連携

- 警察、児童相談所、市教委、民生児童委員、育成委員等との連携
- 中学校区幼保小中の連携の強化

## 2 いじめ防止等のための具体的な取組

### (1) いじめの未然防止のための取組

- ◎ 道徳教育の充実（道徳教育の全体計画、道徳の年間指導計画）
- ◎ 人権教育、同和教育の充実（人権教育、同和教育全体計画）
- ◎ 社会性の育成（異学年交流 お互いに認め合う集団づくり 授業 特別活動 行事）
- ◎ 児童生徒の手によるいじめ防止（いじめ見逃しゼロスクール集会）
- 中1ギャップ解消の取組（中1ギャップ解消プログラム）
- 日常的な職員間の連携・情報交換

### (2) いじめの早期発見のための取組

- ◎ いじめ相談・通報窓口の設置（窓口は教頭）
- ◎ 定期的なアンケート（「いじめ防止アンケート」）等の実施
- ◎ 教育相談の充実（いじめ防止等のための年間計画）
- 日常の子どもの観察

### (3) いじめへの即時対応の取組

- ◎ 市教委への報告
- ◎ 組織を活用した状況調査
- いじめられている子どもの保護
- いじめをしている子どもへの指導
- いじられている子どもの保護者への対応
- いじめをしている子どもの保護者への対応
- その他の児童に対する対応

## 3 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

- ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
  - ・ 児童が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
- イ いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い  
(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む。)

### (2) 重大事態発生時の対応

市教委への報告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

#### ☆学校が調査主体となった場合の対応

- ア 組織による調査体制を整える。
- イ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を市教委に報告する。
- オ 市教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

#### ☆学校の設置者が調査主体となった場合の対応

- ア 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。  
※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

## 4 指導並びに支援を行う際の留意事項

### いじめられた児童とその保護者への支援

#### ○いじめられた児童への支援

児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で継続的に支援する。

- ・ 安全・安心を確保する
- ・ 心のケアを図る
- ・ 今後の対策について、共に考える
- ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・ 温かい人間関係をつくる

### ○いじめられた児童の保護者への支援

いじめ事案が発生した場合には複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝えて安心感を与える。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して真摯に向き合い、精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

### いじめた児童への指導とその保護者への支援

#### ○いじめた児童への指導

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができる指導を継続する。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景やその要因の理解に努める
- ・いじめられた児童の苦痛に気付かせる
- ・今後の振る舞いを考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

#### ○いじめた児童の保護者への支援

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・児童や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた児童の成長を教職員として支える努力をしていくこと、そのために保護者の協力が必要であることを伝える
- ・気付いたことを報告してもらう

#### ○保護者同士が対立する場合等への支援

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切にした対応にあたる。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等を丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応する
- ・燕市教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

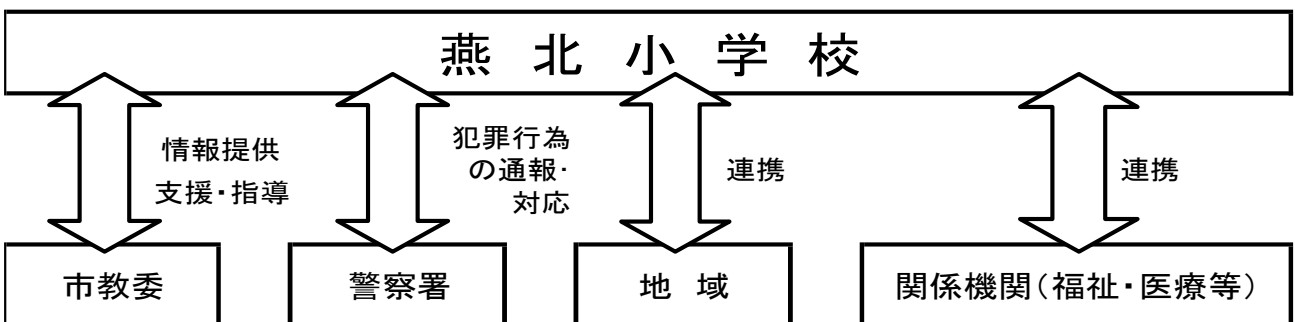
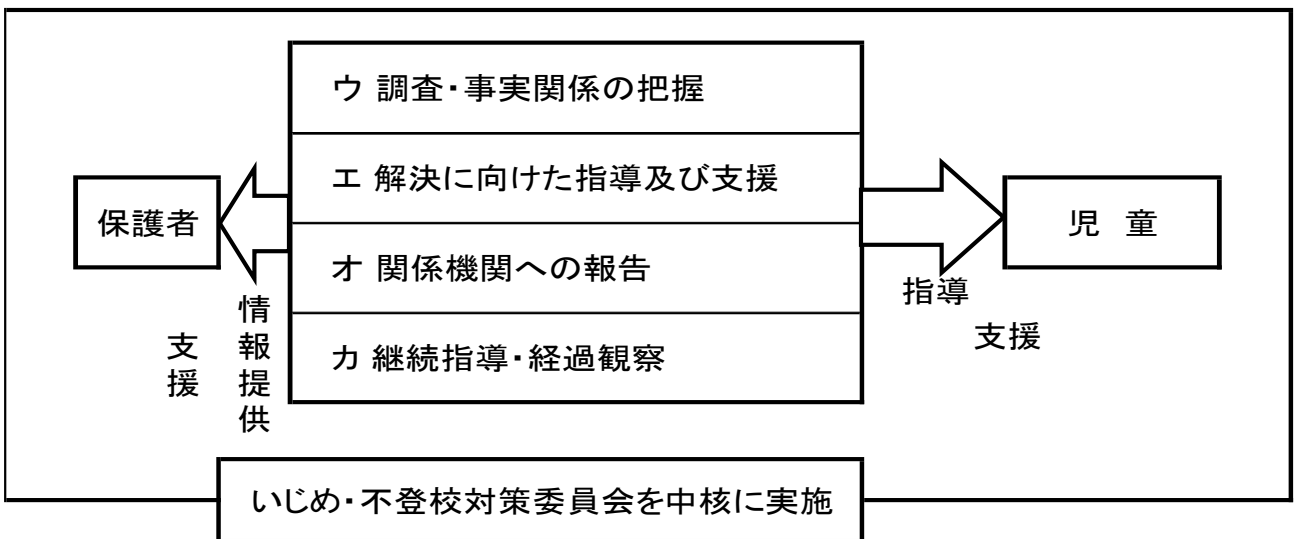
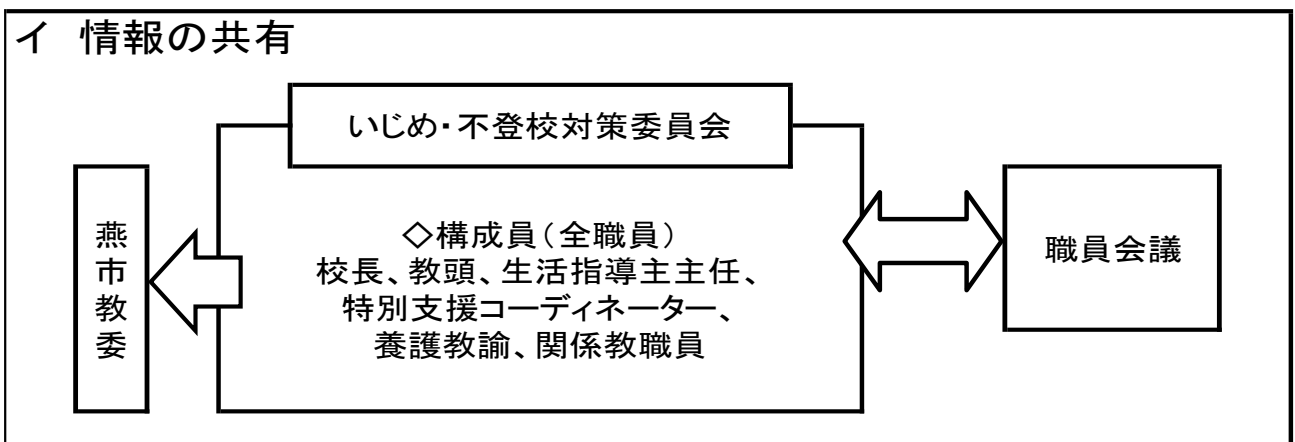
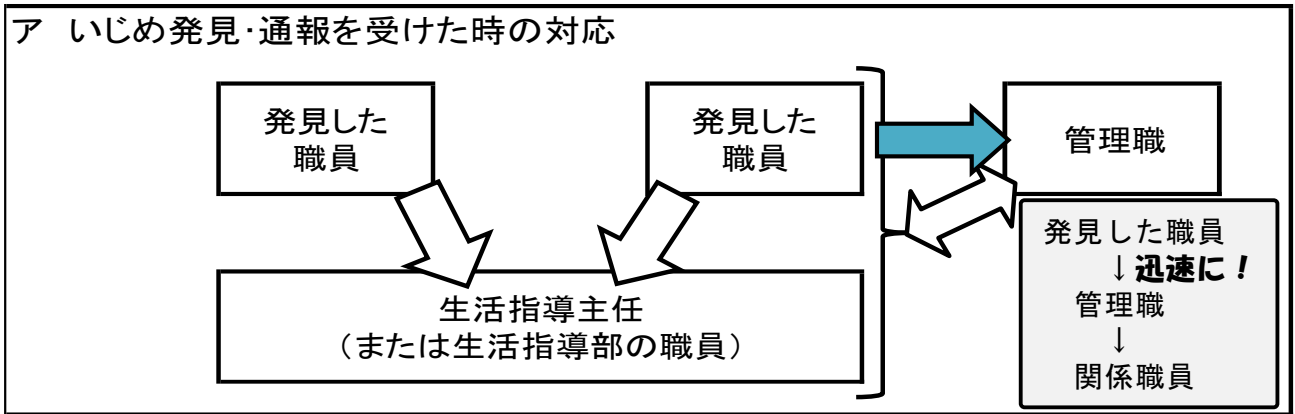
### いじめが起きた集団への働き掛け

○被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成する。

- ・勇気をもって「いじめはダメ」と言える児童の育成に努める
- ・自分の問題として受け止めさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自尊感情と自己有用感が味わえる集団づくりに努める

5 いじめに対する措置

いじめに対する措置図(緊急時の組織的対応)



## 6 参考：いじめのサイン

### (1) 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

- 嫌なあだ名が聞こえる。
- 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- 何か起こると特定の児童の名前が出る。
- 筆記用具等の貸し借りが多い。
- 壁等にいたずら、落書きがある。
- 机や椅子、教材等が乱雑になっている。 など

### (2) 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

- 学校や友人のことを話さなくなる。
- 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
- 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
- 不審な電話やメールがある。
- 遊ぶ友達が急に変わる。
- 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
- 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
- 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
- 登校時刻になると体調不良を訴える。
- 食欲不振・不眠を訴える。
- 学習時間が減る。
- 成績が下がる。
- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- 家庭の品物、金銭がなくなる。
- 大きな額の金銭を欲しがる。 など

令和5年3月1日改訂  
令和8年3月末見直し